

# 研究奨学制度運営規則

## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 この研究奨学制度は、NPO・LSA 研究奨学制度という。

(目的)

第 2 条 この研究奨学制度は、NPO・LSA 定款第5条に定める「最終処分システムの研究に係る事業」の一環として、若手研究者に対して研究奨学金を給付することを目的とし、ここにその運営規則を定める。

## 第2章 給付金

(給付金)

第 3 条 この研究奨学制度の給付金は、NPO・LSA の各年度の活動予算より充当する。

(給付金額)

第 4 条 この研究奨学制度の給付金額は、1 件当たり 50 万円～100 万円、採用テーマは 2～4 件とし、各年度最大 200 万円までとする。

(実施期間)

第 5 条 この研究奨学制度の実施期間と運営方法等は、理事会が決定する。

## 第3章 給付対象

(給付対象の研究)

第 6 条 給付対象の研究は、以下のとおりとする。

- ・ 廃棄物の最終処分システムに関する研究
- ・ CS最終処分システムに関する研究
- ・ 循環型社会システムに関する研究

(給付対象者)

第 7 条 給付対象者は、大学、企業、その他研究機関に在職し、研究活動に従事している者とする。

## 第4章 運営

(運営)

第 8 条 この研究奨学制度の運営は、研究展開委員会が責任を持って行う。

(研究期間)

第 9 条 研究期間は、原則として1年間とする。継続して取り組む場合は、その都度申請する。

(毎年、総会での予算承認後に給付テーマの公募を開始し、次年度総会までとする。)

(給付金の使途)

第 10 条 給付金の使途は、機材、材料、資料、人件費、旅費などとする。

(研究成果の公開)

第 11 条 研究成果は、当研究協会が実施する総会後の発表会での報告、当研究協会への報告書作成、当研究協会のホームページに掲載する等して公開するものとする。

(研究成果の帰属)

第 12 条 研究成果は、原則として給付対象者に帰属するものとする。

(機材設備等の帰属)

第 13 条 研究給付金により取得した機材設備は、原則として給付対象者に帰属する。

(募集方法)

第 14 条 給付テーマの募集方法は、別途「募集要領」に基づく公募とする。

(給付対象テーマの選定)

第 15 条 研究奨学金給付対象テーマの選定は、別途「研究テーマ評価基準」に基づき研究展開委員会で候補案を選定し、理事会にて審議・決定する。

(改廃)

第 16 条 この規則の改廃は、研究展開委員会が起案し、理事会の議決による。

附則 この規則は、平成 25 年 7 月 30 日より施行する。